

大東監告示第3号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した  
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和8年5月29日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 品川大介

【担当 監査委員事務局】

# 令和8年度 第1回 定期監査等の結果報告

## 1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

## 2. 監査の対象

監査の対象は、政策推進部（戦略企画課、財政課、秘書広報課、公民連携推進室、デジタル推進課、庁舎整備課）が所管する令和7年度の事務及び事業全般とした。

## 3. 監査の期間

令和8年1月16日～令和8年5月25日まで

## 4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。

なお、令和5年度から運用している文書管理・電子決裁システムを中心とした文書事務について、円滑かつ適正に実施されているかどうかについても検証を行った。

## 5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、今回の監査の対象とする部署が所管する令和7年度の事務事業について、文書管理・電子決裁システムに登録された起案書等のデータの開示並びに同システムによらず紙媒体等で作成された帳簿及び文書の提出を求め、これらを基に文書を作成した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

## 6. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記

のとおり指摘を行う。

- (1) 令和7年度第3回大東市総合計画・総合戦略会議委員の報酬について、欠席者に対して報酬を振り込み、後日、事態を把握したというケースがあった。債権者以外の者に公金を支出するというのにはありえないことで、再発防止策を検討し、実施するという段階以前の問題である。通常の事務の流れの中で、何人もの承認者に誤りを発見する機会があったはずであり、チェックすべき者がその責任を果たしていなかったといわざるを得ない。又、決裁者等がチェックしやすい文書を作成するように起案者に指導していたかも疑問であり、この点においても決裁者等の意識と事務改善を求める。
- (2) 契約事務について、大東市広報戦略アドバイザー業務委託契約など各課で随意契約を締結する場合において複数見積もりが徴取されていないケースが非常に多い。大東市契約規則第26条には「施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者からその者の記名押印した見積書を徴しなければならない」と規定されており、複数見積もりの徴取を励行されたい。複数見積もりの徴取は、支出を最小限に抑えるほか、事業者との癒着を防止する効果も期待される。

なお、同条ただし書に「市長がやむを得ない理由があると認める場合又は特に必要がないと認める場合は、この限りでない」とあり、複数見積もりを徴取しない場合は、その理由を必ず起案書に記載されたい。
- (3) 秘書広報課の決裁事務について、大東市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく令和7年度エネルギー使用量等の実績報告についてなど、秘書グループと広報グループが別々に該当する場合、広報グループの決裁を課長補佐が行っており、課長専決の事案では未決裁の状況となっている。令和8年度の人事異動により当時の状況は解消しているが、決裁権を各グループで分ける場合には、決裁権をどの職位に付与するかを定める等の例規整備を事前に行われたい。
- (4) 嵯峨園第1・第2住宅の整備に係る入居者移転に伴う引越業務について、大東市営嵯峨園第1住宅及び大東市営嵯峨園第2住宅の建替え等整備に関する要領第9条に規定する動産移転料において、限度額1回35万円（2回限度）を超える45万円を1回で支出しているケースがあった。支出の理由を「2回分の範囲内」としているが、同要領の規定を逸脱している。同要領第14条には「この要領に定めのない事項は市長

が別に定める」規定があるが、この条文を適用するならば、適用する理由と内容について支出を決定する起案書にきっちりと記載し、決裁権者の決裁を得ておくべきである。現場の事情に沿った事務を行うにしても例規の順守を徹底されたい。

- (5) 鎌池公園清掃等委託業務委託について、(株) コーミンに委託しているが、NPO ほうじょうに業務量の大部分を再委託している。(株) コーミンとの委託契約に再委託の項目が含まれておらず、再委託を許容するならば契約書に再委託に関する必要な事項を規定されたい。なお、再委託について、業務量の過半数以上を委託することは不適切であるため、委託業務の在り方を改められたい。

## 7. 監査委員意見

今回の監査対象とする部課に対する改善点は以上であるが、それ以外に監査委員が感じた事項、検討が必要と思われる事項を挙げておきたい。

政策推進部は所掌する事務が全庁に関わり、市の多くの部門に影響を与える市の中枢部にあたる部署といえる。本市の財政状況は令和7年度も実質収支で黒字を維持し、230億円を超える基金を有していることから現在は健全な財政状況といえるが、現在の市政において計画されている新庁舎の整備、(仮称)ほうじょう学園校舎等の整備、市営住宅の建替え等の大規模建設事業すべてを完遂すると赤字に陥る可能性も生じる。必要性の高い事業であり、これまでの経過から完遂すべき事業ではあるが、物価や経費等のコスト上昇、歳入の状況など本市や事業を取り巻く状況をよく分析し、将来の財政状況に十分注意して執行するべきである。とりわけ新庁舎整備については補助金が期待できないことから、実行性のある収入確保や経費節減の工夫が必須と考える。

次にDX化の推進については、自治体の業務において避けて通れないイノベーションである。本市の担当課も時代の潮流に乗り遅れないよう積極的に取り組んでいることは評価したい。ただ、DX化はイニシャルコスト、メンテナンスコスト共に金額が大きく、導入したものの期待した成果が得られないケースも否定できない。更にDX化が高度化すればするほどセキュリティ等のリスクも増大する。又、DX化は専門知識の習得に労力を要し、習得しても陳腐化も早い。担当職員には多大な苦労があるとは思いますが、市民にとってプラスとなるよう頑張ってください。

又、要綱と要領の扱いについてであるが、いずれも内部規定であるが、要綱は公表

され、法規担当課の審査があるが、要領は原部原課のみで制定し、公表されないという区分がある。市営住宅の建替えに伴う仮移転等に要する動産移転料の基準は要領で定められているが、市民に交付する金員の基準については公表が適当であることから要綱で規定すべきと考える。この事案に限らず市民への交付金など市民と密接に関りがある事案については要綱で規定するのが望ましいと思料する。

又、普通財産の使用料は公有財産規則でその算出方法が定められている。旧北条第三駐車場跡、もりねき住宅東側駐車場など市有財産の有効活用が図られており、有意義だと思われるが、使用料の決定について、規則で沿った算出されたとする根拠が不詳となっている。現場での状況を配慮した対応は円滑な事業運営に必須ではあるが、行政の行為は例規を根拠にして行われることから、常に例規が根拠となるように運営されたい。なお、現状と例規が乖離するような場合は、例規の改正を含めて対応していただきたい。

最後に、自治体の運営は、「法律に基づき、公共の利益（市民の生活の安定と発展）のために、限られた資源を効果的に活用して公務を執行すること」が基本である。職員はこの基本原則に則って業務を執行しなければならないが、以前は正しい手法であっても、現在や将来において正しくあり続けるとは限らない。代々引き継がれてきた事業や手法であっても、常に、それが正しいかどうか、他に適切な手法があるかどうかを確認し続けること。正しいと確信できる方法があれば積極的に変えていくこと。今の時代にはそのような姿勢が求められている。

今日における時代の潮流はとにかく早い。DX化など潮流に乗り遅れることのなく、又、市民一人ひとりが時代に取り残されることのなく「幸せに暮らせるまち」を目指して、幹部職員だけでなく、個々の職員が改善の意識をもって、業務や手法の見直しを進め、組織として市民に対する良質なサービス提供とともに、コストパフォーマンスにおいても優れた事務執行を行って頂くことで、市政に対する市民の信頼が揺らぐことのないようお願いしたい。